

福岡市公報

令和6年6月27日 第7064号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	次	ページ
○歳入の徴収の事務の委託（第163号）		2
○教育事務の委託に関する規約の廃止（第164号）		2
○地縁による団体の主たる事務所又は代表者の変更（第165号）		2
○地縁による団体の主たる事務所又は代表者の変更（第166号）		4
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第167号）		5
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第168号）		6
○公共下水道の供用及び流域下水道の終末処理場による下水の処理の開始（第169号）		7
○分流化区域の指定（第170号）		7
公 告		
○一般競争入札の実施（第193号）		8
○特定調達契約等に係る落札者の決定（第194号）		8
○特定調達契約等に係る落札者の決定（第195号）		9
○特定調達契約等に係る落札者の決定（第196号）		9
○開発行為に関する工事の完了（第197号）		10
○指定管理者の公募（第198号）		10
○福岡広域都市計画下水道事業の受益者負担金の負担区域（第199号）		12
○福岡広域都市計画下水道事業の受益者負担金の賦課対象区域（第200号）		13
交 通 局		
○特定調達契約等に係る一般競争入札の実施（公告第11号）		13

告 示

福岡市告示第163号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、歳入の徴収の事務を次のように委託したので、同条第2項の規定により公告する。

令和6年6月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

委託事務	委託の相手方	指定をした日	委託をした日	委託期間
博多駅筑紫口自転車駐車場の駐車料の徴収事務	近鉄ファシリティーズ・高見沢サービス共同事業体 代表者 大阪市中央区難波二丁目2番3号 近鉄ファシリティーズ株式会社	令和6年 4月1日	令和6年 4月1日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

福岡市告示第164号

地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、福岡県から委託を受けて行う教育事務を次の規約により廃止したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和6年6月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡県と福岡市との間の教育事務の委託に関する規約を廃止する規約
福岡県と福岡市との間の教育事務の委託に関する規約は、廃止する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

福岡市告示第165号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により

次のように告示する。

令和6年6月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	主たる事務所	代表者の住所及び氏名
変更前	高美台1丁目3 区自治会	会長宅（福岡市東区高美台 一丁目12番15号）	福岡市東区高美台一丁目 12番15号 淵 和美
変更後		会長宅（福岡市東区高美台 一丁目15番15号）	福岡市東区高美台一丁目 15番15号 白樫 宏治
変更前	和白東三丁目町 内会		福岡市東区和白東三丁目 3番8号 谷口 理
変更後			福岡市東区和白東三丁目 12番6－2号 山崎 仁
変更前	高見ヶ丘町内会		福岡市東区舞松原五丁目 25番6号 稲岡 さやか
変更後			福岡市東区舞松原六丁目 35番14号 藤岡 祥治
変更前	勝馬町内会		福岡市東区大字勝馬381 番地 奥村 和敏
変更後			福岡市東区大字勝馬630 番地 中村 祐二
変更前	高美台2丁目2 区自治会		福岡市東区高美台二丁目 36番3号 舩越 康介
変更後			福岡市東区高美台二丁目 36番14号 樋口 君子

変更前	高美台3丁目1 区町内会	会長自宅（福岡市東区高美 台三丁目2番4-1号）	福岡市東区高美台三丁目 2番4-1号 高野 りさ
変更後		会長自宅（福岡市東区高美 台三丁目4番1-1号）	福岡市東区高美台三丁目 4番1-1号 平川 岳人
変更前	高美台4丁目2 区町内会		福岡市東区高美台四丁目 2番19号 伊牟田 恒生
変更後			福岡市東区高美台四丁目 2番14号 池田 夏
変更前	高美台4丁目1 区町内会		福岡市東区高美台四丁目 30番5号 町田 英俊
変更後			福岡市東区高美台四丁目 26番1号 鶴田 伸一
変更前	和白東2丁目町 内会	町内会長宅（福岡市東区和 白東二丁目3番16号）	福岡市東区和白東二丁目 3番16号 松下 正男
変更後		町内会長宅（福岡市東区和 白東二丁目12番12号）	福岡市東区和白東二丁目 12番12号 安河内 健治

福岡市告示第166号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和6年6月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	主たる事務所	代表者の住所及び氏名
-----	-----	--------	------------

変更前	田隈団地自治会		福岡市早良区田隈三丁目 46番10号 平田 成人
変更後			福岡市早良区田隈三丁目 48番 2 号 戸内 久満
変更前	田隈二丁目町内 会		福岡市早良区田隈二丁目 17番 2 号 半田 晴男
変更後			福岡市早良区田隈二丁目 24番 8 号 石橋 あつ子
変更前	原南団地町内会	会長宅（福岡市早良区原八 丁目33番21- 1 号）	福岡市早良区原八丁目33 番21- 1 号 円山 利人
変更後		会長宅（福岡市早良区原八 丁目30番23号）	福岡市早良区原八丁目30 番23号 川口 九州男
変更前	さわら台団地自 治会		福岡市早良区東入部一丁 目32番 6 号 千葉 信夫
変更後			福岡市早良区東入部一丁 目38番 5 号 石橋 梨沙
変更前	熊本町内会		福岡市早良区東入部二丁 目18番 5 号 中牟田 攻
変更後			福岡市早良区東入部二丁 目19番 3 号 角 徹

福岡市告示第167号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第 9 条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧

に供する。

令和 6 年 6 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和 6 年 6 月 28 日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市城南区梅林一丁目の一部
福岡市早良区早良六丁目、西入部一丁目及び大字内野の各一部
福岡市西区大字羽根戸及び大字飯盛の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市西区小戸二丁目 5 番 1 号
福岡市西部水処理センター

福岡市告示第168号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第 9 条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和 6 年 6 月 28 日
 - 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市西区今津の一部
 - 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
 - 4 排除方式
分流式
 - 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市西区学園通三丁目2149番地
福岡市新西部水処理センター
-

福岡市告示第169号

公共下水道の供用を開始し、及び流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始されるので、下水道法第 9 条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和 6 年 6 月 28 日

- 2 下水を排除及び処理すべき区域

福岡市南区井尻三丁目及び柏原一丁目の各一部

- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する上記関係図面において表示する。

- 4 排除方式

分流式

- 5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称

福岡市博多区那珂四丁目 5 番 1 号

福岡県御笠川浄化センター

福岡市告示第170号

福岡市下水道条例第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、分流化区域を指定するので、同条第 2 項の規定により次のように告示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 分流式の排水設備を接続することができる公共下水道の供用を開始すべき年月日

令和 6 年 6 月 28 日

- 2 分流化区域の位置

福岡市中央区天神二丁目の一部

- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する上記関係図面において表示する。

公 告

福岡市公告第193号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和6年6月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
電気A	早良市民プール改修電気工事	
	老司中学校校舎内部改造その他電気工事（A長寿命化1）	
管A	早良市民プール改修空調設備工事	
	早良市民プール改修衛生設備工事	
管B	南福岡特別支援学校便所改造衛生設備工事	
	愛宕浜小学校便所改造衛生設備工事	
	三苦小学校便所改造衛生設備工事	
	箱崎清松中学校便所改造衛生設備工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和6年7月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第194号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市

契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和6年6月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
福岡市総合図書館電力供給（予定使用電力量1,949,000kWh）	福岡市早良区百道浜三丁目7番1号 教育委員会 総合図書館 運営課	令和6年4月26日	東京都中央区日本橋二丁目9番10号 R E 1 0 0 電力株式会社	37,907,946円 （単価契約に基づき算定した見込額）	令和6年3月14日

福岡市公告第195号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和6年6月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
福岡市動物園電力供給（予定使用電力量約1,870,000kWh）	福岡市中央区南公園1番1号 住宅都市局 一人一花推進部動物園	令和6年4月30日	東京都中央区日本橋二丁目9番10号 R E 1 0 0 電力株式会社	40,022,081円 （単価契約に基づき算定した見込額）	令和6年3月18日

福岡市公告第196号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和6年6月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
福岡市青果市場卸売場棟電力供給（年間予定使用電力量約5,893,204kWh）	福岡市東区みなと香椎三丁目1番1-201号 福岡市農林水産局中央卸売市場青果市場	令和6年5月2日	東京都中央区日本橋二丁目11番2号 ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	円 106,040,858 （単価契約に基づき算定した見込額）	令和6年3月21日
福岡市青果市場市場会館電力供給（年間予定使用電力量約1,567,812kWh）			東京都中央区日本橋二丁目9番10号 RE100電力株式会社	30,443,584 （単価契約に基づき算定した見込額）	

福岡市公告第197号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年6月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市博多区麦野二丁目4番4、4番17及び4番18
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区麦野五丁目8番43号
城戸 孝治

福岡市公告第198号

福岡市立島しょ診療所条例（以下「条例」という。）第9条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市立島しょ診療所条例施行規則（以下「規則」という。）第7条の規定により次のように公告する。

令和6年6月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立玄界診療所	福岡市西区大字玄界島
福岡市立能古診療所	福岡市西区能古

2 指定の予定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで

3 管理の業務の範囲

条例第 8 条第 2 項各号に掲げる業務

4 管理の基準

(1) 診療科目

条例別表に規定する診療科目

(2) 診療日及び診療時間

規則別表第 1 に規定する診療日及び診療時間

(3) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第 2 項において準用する同条第 1 項に定めるところによること。

(4) 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

次号アからエまでに掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

(1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等により構成される共同事業体であること。

(2) 福岡市契約事務規則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に該当する者でないこと。

(3) 法人等（任意団体にあつてはその代表者）が所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納していないこと。

-
- (4) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けた者でないこと。
- (5) 法人等又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること。
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- (6) 法人等又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (7) 共同事業体の場合は、構成する全ての法人等が前5号の要件を満たしていること。
- 7 詳細は、募集要項による。
- 8 募集要項を次のとおり配布する。
- (1) 方法
本市ホームページから次号に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書類等をダウンロードすること。
 - (2) 期間
この公告の日から令和6年8月2日まで
- 9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先
- (1) 受付期間
 - ア 期間
令和6年8月9日から同月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
 - イ 時間
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 提出先
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（保健医療局健康医療部地域医療課）
電話 092-711-4264
-

福岡市公告第199号

福岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第3条の規定に基づき、負担区域を次のように定めたので、同条の規定により公告する。

令和6年6月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市早良区西入部一丁目の一部

福岡市西区福重二丁目、橋本一丁目、大字羽根戸、大字徳永、大字飯氏、今津、田尻三丁目、田尻東二丁目及び大字元岡の各一部

福岡市公告第200号

福岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 5 条の規定に基づき、令和 6 年度の賦課対象区域を次のように定めたので、同条の規定により公告する。

令和 6 年 6 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市東区三苫一丁目、香椎駅東四丁目、香椎駅前一丁目、蒲田四丁目、青葉一丁目及び多々良一丁目の各一部

福岡市博多区東平尾一丁目及び西月隈六丁目の各一部

福岡市南区日佐三丁目及び柏原一丁目の各一部

福岡市早良区梅林七丁目、西入部一丁目、西入部二丁目、大字脇山、内野一丁目、内野三丁目、内野五丁目及び大字西の各一部

福岡市西区橋本二丁目、戸切二丁目、戸切三丁目、大字飯盛、大字金武、今宿青木、今宿町、大字徳永、大字飯氏、大字千里、今津、田尻東三丁目、大字太郎丸及び大字桑原の各一部

交 通 局

福岡市交通局公告第11号

地方自治法第234条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等を締結するので、地方自治法施行令第167条の 6 及び福岡市交通局契約事務規程の特例を定める規程第 5 条の規定により次のように公告する。

なお、この公告における調達は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合等との間の協定の適用を受けるものである。

令和 6 年 6 月 27 日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名

福岡市地下鉄七隈線増備車両用台車・輪軸

(2) 数量

4 組

2 入札日時

令和6年8月19日午前11時（郵送による場合は、同月16日午後5時までに必着とする。）

3 落札者の決定方法

地方自治法第234条第3項本文の規定により落札者を決定する。

4 詳細は、入札説明書による。

5 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 場所

ア インターネット

福岡市交通局ホームページ

URL <https://subway.city.fukuoka.lg.jp/topics/>

イ 窓口

福岡市中央区大名二丁目5番31号

福岡市交通局総務部財務課

電話 092-732-4117

(2) 期間等

ア インターネット

この公告の日から令和6年7月8日午後4時まで

イ 窓口

(ア) 期間

この公告の日から令和6年7月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(イ) 時間

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

【英文の要約】

SUMMARY

1. Item(s) up for tender

(1) Nature of the product(s) or service(s) to be procured

Bogie truck and wheel sets for the additional 3000A series of train that operates on the Fukuoka City Subway Nanakuma Line

(2) Quantity of the product(s) or service(s) to be required

4 sets

2. Date & Time of tender

11 a.m. , August 19, 2024

(Tender by post to arrive by 5 p.m. , August 16, 2024)

3. For details, refer to the Tender Explanation Form.

4. The Tender Explanation Forms are available as follows:

(1) Place

- a. Online: Fukuoka City Transportation Bureau Website
<https://subway.city.fukuoka.lg.jp/topics/>
- b. Office: Finance Section, General Affairs Department,
Transportation Bureau, Fukuoka City Government
2-5-31, Daimyo, Chuo-ku, Fukuoka City
Tel: (092) 732-4117

(2) Period & Time

- a. Online:
From the date of this notice to 4 p.m. , July 8, 2024
- b. Office:
 - (a) Period
From the date of this notice to July 8, 2024, excluding weekend(s)
 - (b) Time
From 10 a.m. to 4 p.m. , except from noon to 1 p.m.

